

広島市総合福祉センターをご利用の皆様へ

BIG FRONT ひろしま東棟駐車料金の負担について

下記の対象者の方が、自ら運転するか、又は、介護者の運転する車両に同乗して、BIG FRONT ひろしま東棟駐車場に駐車され、広島市総合福祉センター（以下「当センター」という）を利用された場合に、当センター利用時間分の駐車料金を指定管理者が負担します。

下記の対象者の方で、BIG FRONT ひろしま東棟駐車場の駐車料金の負担を希望される方は、当センター利用後、6階 総合案内所までお越しください。

なお、BIG FRONT ひろしま東棟駐車場以外の駐車料金については、負担対象外となります。

記

1 対象

- (1) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方（3級以下は対象外です。）
- (2) 療育手帳[Ⓐ]、又は、Aの交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- (4) 広島県道路交通法施行細則第3条の6第13号に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている方

2 手続き

- (1) BIG FRONT ひろしま東棟駐車場に駐車後、当センター利用前に、あらかじめ6階 総合案内所へお越しください。手続きの説明をさせていただきます。
- (2) 当センター利用後、6階 総合案内所へお越しいただき、駐車券とあわせて、上記対象の(1)については身体障害者手帳、(2)については療育手帳、(3)については精神障害者保健福祉手帳、(4)については所定の標章を提示してください。

指定管理者
社会福祉法人広島市社会福祉協議会